

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成28年7月19日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成28年6月3日	南区	八条内田町	1	—	—	平成28年6月3日
平成28年6月14日	南区	久世築山町	7	—	—	平成28年6月14日
	北区	大宮北箱ノ井町	1	—	—	
	西京区	大枝中山町	—	—	1	
		檜原百々ヶ池	1	—	—	
平成28年6月30日	山科区	西野山桜ノ馬場町	6	—	—	平成28年6月30日
		大宅坂ノ辻町	—	—	2	
	左京区	高野竹屋町	—	—	1	
		岩倉長谷町	4	—	—	
		上高野西氷室町	6	—	—	
		上高野下荒蒔町	6	—	—	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)